

## 基本目標3 \*\*\*\* 福祉サービスの充実と適切な利用の促進

### 3-1

#### 基本施策1 多様な課題に対応する支援体制の構築

##### 《現状・課題》

近年、社会情勢や家族構成の変化等に伴い、8050問題、ヤングケアラー、生活困窮、社会的孤立など既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、社会問題となっています。このような課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、重層的支援体制整備事業（1. 相談支援、2. 参加支援、3. 地域づくりに向けた支援）の実施に向けた体制づくりが求められています。

また、認知症施策においては、令和7年には全国で700万人を超え、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されるなか、令和5年6月には、認知症の初めての法律となる、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しながら希望をもって暮らすことができるように、国や自治体が一体となって認知症施策に取り組んでいくことが定められており、認知症と共生する社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

##### 《アンケート調査結果等からみる状況》

◇居住地区を担当する民生委員児童委員の認知度は、「知っている」が約4割、「知らない」が約6割となっています。年齢別で見ると、50歳代以下では「知らない」の割合は7割を超えていることから、若年層への周知が進んでいない状況がうかがえます。

##### ◆居住地区を担当する民生委員児童委員の認知度

「知っている」	.....	38.6%
「知らない」	.....	58.9%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

◇地域のなかには、老老介護やヤングケアラー、貧困や虐待など、潜在的に課題や困難を抱えている家庭がある。これらの実態が見えにくいことも課題である。（住民懇談会より）

◇地域のなかで支援を必要とする人を発見するには、地域住民の目と耳が大切。また、地域住民は支援を必要とする人を発見した場合、どこへ情報提供すべきかを知っている必要がある。（住民懇談会より）

3-1-1

## 施策1 総合的な相談支援体制の充実

### 《取組の方向性》

あらゆる困りごとを受け止め、対応できるような総合的な支援体制を、行政や社協、住民、地域、その他関係機関との連携により構築します。

### 市民 の取組

#### 例えば・・・

- 日ごろから世間話や井戸端会議などで、必要な生活情報を交換する
- 困ったときの相談窓口など役立つ情報を把握・共有する
- 困ったときには、誰かに相談するなど、助けを求められるようにする

### 施設・団体 の取組

#### 例えば・・・

- 相談窓口の情報を把握し、施設・団体内で共有する
- 相談を受けたら、他の機関や団体と協力し解決を図る
- 施設・団体が対応できない相談は、関係機関につなげる
- 福祉施設などは、専門分野を生かし連携、協力する

### 社会福祉協議会 の取組

- 事務局内での情報共有を図り、関係機関との連携体制づくりに努めます。
- 関係機関との連携を強化し気軽に相談しやすい体制の充実に努めます。
- 相談窓口の広報活動を行います。
- 福祉サービスに従事する人材の育成を図ります。

#### 具体的には・・・

- 心配ごと相談、生活の困りごとの相談などの支援
- 情報交換会、又は事例検討会の開催
- 様々な相談機関との連携、情報共有、共通理解
- 資格取得を目指す学生の現場実習の受け入れ

**行政** の取組 ++++++

- 幅広い福祉分野にわたる総合的な市民ニーズに対応するため、関係各課や社協における相談窓口の連携体制の強化を図ります。
- 関係機関と連携し、相談支援体制の充実・強化を図り、専門機関へと円滑に情報が提供される体制づくりを推進します。
- 福祉サービスに従事する人材の育成を図ります。

具体的には・・・

- 地域包括支援センターによる相談支援（高齢者幸福課）
- 基幹相談支援センターによる相談支援（福祉課）
- 生活困窮者自立支援事業による相談支援（福祉課）
- 重層的支援体制の整備（福祉課）
- 子育て世代包括支援センターによる相談支援（子ども幸福課）
- 教育支援センターによる相談支援（学校教育課）
- 資格取得を目指す学生の現場実習の受け入れ（関係各課）

3-1-2

**施策2** 地域における相談力の向上

《取組の方向性》

行政や社協、専門機関だけでは把握が難しい地域の課題について、地域の多様な主体が相談にかかわり、支援につなげられるよう、地域の相談力の向上を図ります。

**市民** の取組 ++++++

例えば・・・

- 困った人を発見した時は、相談相手になったり、相談機関につなげたりする
- 困ったときに相談できるよう、日頃からつながりをつくる

**施設・団体** の取組 ++++++

例えば・・・

- 地区を範囲としたネットワークを強化する（相談しやすい関係づくり）
- 地域住民に対して、わかりやすく情報を発信する
- 福祉施設などは、地域住民の福祉相談窓口となり、関係機関と連携する

## 社会福祉協議会

の取組 ++++++

- ちょっとした生活の心配ごとを気軽に相談できるよう、地域の組織、団体（地区社協・見守り隊（会）等）で相談を受け止める環境を整え、支援します。
- 12 地区の第2層生活支援コーディネーターが地域活動の場に出向き、会話の中から困りごとを拾い上げ、解決できるようつなぎます。
- 地域に対する研修の充実を図り、地域内での問題の解決力向上を図ります。

具体的には・・・

- 第2層生活支援コーディネーター活動の推進
- 地域で事例検討会等を開催

## 行政

の取組 ++++++

- 地域における取り組みでは解決できない福祉課題について、必要に応じて行政をはじめとする専門機関につなげられるよう、地域における相談力の向上を図ります。
- 民生委員児童委員と連携し、見守りが必要な人の把握に努めるとともに、必要とする支援につながるよう市広報紙等を通じて情報を発信します。

具体的には・・・

- 民生委員児童委員への研修会の実施（福祉課）
- 民児協だより「きずな」の配布（福祉課）

3-1-3

## 施策3 健康づくりの推進

### 《取組の方向性》

健康づくりに対する意識の向上を図るとともに、住民主体の健康づくりの活動を支援し、健康でいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

## 市民

の取組 ++++++

例えば・・・

- 定期的に市民健康診査などを受け、自分の健康状態を確認する
- 健康に関心をもち、講演会や健康講座などに参加する

**施設・団体** の取組 ++++++

例えば・・・

- 与一いきいき体操を広める
- 誘い合ってラジオ体操やウォーキングを行う
- 地域で健康講座などを開催する

**社会福祉協議会** の取組 ++++++

○地域の方が安心して生活できるよう、救急医療情報キットの申請、配布の支援を行います。

具体的には・・・

- 救急医療情報キットの申請支援、配布

**行政** の取組 ++++++

○誰もが健康に暮らせるよう、健康の増進と生活習慣病等発症の予防・早期発見に努めます。

具体的には・・・

- ライフステージに応じた健康づくりへの支援（健康政策課）
- 住民主体の健康教室への介入（健康政策課）
- 生活習慣病予防をはじめとした情報発信の充実（健康政策課）
- 市民健康診査などの受診勧奨の実施（健康政策課）

3-1-4

**施策4** 生活困窮者への支援

《取組の方向性》

経済的に生活が困難となっている人を、地域や関係機関と連携して把握し、自立や就労に関する相談支援や、包括的な支援を行います。

**市民** の取組 ++++++

例えば・・・

- 生活に困窮している人やひきこもり状態の人、複合的な課題を抱える人など、何らかの支援が必要な人を地域で把握し、支援につなげる

**施設・団体** の取組 ++++++

例えば・・・

- 地域課題を話し合い、地域で必要とされるサービスの創出に向けて取り組む  
(フードバンクや子ども食堂、子どもの学びや遊びの支援、居場所づくりなど)
- 福祉施設などは、専門性を生かして連携、協力して支援する

**社会福祉協議会** の取組 ++++++

- 引きこもりや生活困窮者に寄り添いながら、当事者と家族がその人らしい生活を送れるよう支援します。
- 課題を抱えた方が地域で孤立することのないよう、地域に出向き、生活困窮などに関する講話を実施し、理解を広げていきます。

具体的には・・・

- 地域に出向いての講話
- 生活困窮者自立支援事業に関する広報
- 生活困窮者への伴走型支援
- 生活困窮者の地域とのつながりづくり支援
- 市、警察、ハローワーク、福祉施設、地域等との支援調整会議への参加
- 農福連携や、社会福祉法人連絡会等を活用しての、一般就労に向けた訓練の機会の場の提供、開拓

**行政** の取組 ++++++

- 庁内関係各課や民生委員児童委員と連携しながら、生活困窮者など支援が必要な世帯を把握します。
- 生活困窮者等の就労支援や学習支援により、自立を支援します。
- 住宅に困窮している人に対し、市営住宅などの案内を行います。

具体的には・・・

- 生活保護者、生活困窮者への自立相談支援（福祉課）
- 生活保護者、生活困窮者への就労支援（福祉課）
- 生活保護者、生活困窮世帯の子どもの学習支援（福祉課）
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援（建築住宅課）

## 施策5 認知症施策の推進

### 《取組の方向性》

認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、医療・介護等の関係者や地域住民が連携を強化することで、地域全体で認知症の人やその家族を見守る体制をつくります。

### 市民の取組

#### 例えば・・・

- 認知症への正しい理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を受講する
- 認知症でひとり歩きをしている方を気にかけて、必要に応じて優しく声をかける

### 施設・団体の取組

#### 例えば・・・

- 認知症に対する正しい理解を深め、地域における認知症高齢者やその家族を見守る
- 事業所や団体などで認知症サポーター養成講座を受講する
- 福祉施設などは、地域と連携し認知症に対する理解を広げるための活動を行う

### 社会福祉協議会の取組

- 地区社協や見守り隊（会）研修などでの認知症サポーター養成講座の支援や、学校での認知症に関する福祉教育（ふくし共育）により、認知症に対する理解や、「認知症にやさしい地域づくり」への地域の意識向上を図ります。
- 認知症当事者の家族の声を社協だより等で知らせ、理解を促進します。

#### 具体的には・・・

- 広報等を活用した、認知症当事者、又は家族の声の掲載
- 「学校と地域がつながるふくし共育プログラム」を通じた認知症に関する学びの推進

**行政** の取組 ++++++

- 認知症ケアパスの普及や認知症初期集中支援チームによるサポートなど、認知症高齢者の支援の充実を図ります。
- 医療・介護等の多職種との連携を強化し、認知症高齢者やその家族に対する包括的な支援体制の充実を図ります。

具体的には・・・

- 認知症ケアパスの普及（高齢者幸福課）
- 認知症初期集中支援チームの充実（高齢者幸福課）
- 認知症地域支援推進員による医療・介護等の多職種との連携強化（高齢者幸福課）
- 認知症簡易チェックシステムの実施（高齢者幸福課）
- 認知症オレンジカフェの開催（高齢者幸福課）
- 認知症要配慮高齢者等事前登録制度の実施（高齢者幸福課）

3-1-6

**施策6** 地域社会からの孤立化防止

《取組の方向性》

市民や地域の団体、事業者等と連携した見守り活動により、地域のつながりの中で高齢者などの孤立の防止を図り、孤独死等を未然に防ぎます。

**市民** の取組 ++++++

例えば・・・

- 隣近所の人や友人を誘い合い、地域行事に参加する
- 隣近所に高齢者のひとり暮らし世帯等、見守りが必要な世帯を把握し、地域のみんなで見守り、つながりを強める

**施設・団体** の取組 ++++++

例えば・・・

- 地域の課題を話し合い、人とのつながりを実感できる地域づくりをする
- 新聞店やガス会社、商店をはじめとする事業所などの関係機関は、安心生活見守り事業に協力し、変わったことがあれば市や市社協、地域包括支援センターにつなぐ
- 福祉施設などは、専門性を生かし連携して協力する



## 社会福祉協議会 の取組 ++++++

- 地区社協や見守り活動を支援し、地域内の見守り意識や、情報共有の強化を図ります。
- 見守り活動を通じた地域のつながりづくりを促進します。
- 地域支援と個別支援を一体的に展開し、誰も孤立しない地域づくりの推進を行います。
- 孤立しがちな世帯（障害者やひきこもりなど）と地域ぐるみの見守り活動やボランティア活動をつなげます。

### 具体的には・・・

- 安心生活見守り事業での隊員研修の開催
- 高齢者実態調査等と連携した孤立者の発見、見守り
- ふれあい型食事サービスへの支援（赤い羽根共同募金助成事業）

## 行政 の取組 ++++++

- 企業等との協定により、地域ぐるみの見守り体制を強化します。
- 地域組織や行政が企画・運営する行事・イベント、地域の居場所への参加の呼びかけなど、参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 地域における高齢者世帯等の実態把握に努めます。
- 生活支援体制整備事業による地域での居場所づくりに努めます。

### 具体的には・・・

- 企業等との連携協定の締結（政策推進課／高齢者幸福課）
- 福祉ふれあいまつりの開催（福祉課）
- ふれあい生涯学習フェスティバルの開催（生涯学習課）
- 高齢者実態調査の実施（高齢者幸福課）
- 生活支援体制整備事業の実施（高齢者幸福課）
- 安心生活見守り事業の実施（高齢者幸福課）

## 3-2

## 基本施策2 福祉サービスの利用支援

## 《現状・課題》

利用者が真に必要とする福祉サービスを提供するため、量だけでなく質の向上にも留意しながら福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

また、現代の情報社会にあって、多くの情報の中から必要な情報を入手できていない人も多いと考えられることから、必要な情報が得られやすいよう、様々な媒体を活用した情報発信の充実が求められています。

## 《アンケート調査結果等からみる状況》

◇福祉サービスの利用意向  
は、約9割の方が利用したいと考えています。

## ◆福祉サービスの利用意向

「利用したい／できるだけ利用したい」……………88.1%

「できるだけ利用したくない／利用したくない」……3.1%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

◇将来、介護が必要になったとき、どのように暮らしたいかは、自宅での暮らしが約5割、福祉施設での暮らしが約3割となっています。介護が必要となれば、状態に応じた福祉サービスの提供が必要になることから、量・質ともに安定的なサービス提供体制の確保に努める必要があります。

## ◆あなたは、将来、介護が必要になったとき、どのように暮らしたいか

「現在の自宅で、主に家族の介護を受けて暮らしたい」……………10.1%

「現在の自宅で、主に福祉サービスを利用して暮らしたい」……………40.2%

「子どもや親せきの家に転居して、そこで暮らしたい」……………1.5%

「福祉施設（老人ホーム、グループホームなど）に入所したい」……………33.1%

「その他」……………1.5%

「わからない」……………12.0%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

◇福祉サービスに関する情報の入手状況は、入手できていないと感じている割合が約6割と、入手できていると感じている割合を上回る結果となっています。年代により、情報の入手先は異なる傾向がみられることから、情報発信の工夫もしながら、充実を図る必要があります。

## ◆福祉サービスに関する情報の入手状況

「十分に入手できている／ある程度入手できている」……………30.4%

「あまり入手できていない／ほとんど入手できていない」……………57.5%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

3-2-1

施策1 福祉サービスの質の確保

《取組の方向性》

利用者が真に必要とする支援に対応できるよう、福祉サービス事業者と連携し、定期的な訪問や指導、研修への参加促進などにより、提供するサービスの質の確保を図ります。

市民の取組

例えば・・・

- 各種サービスの情報収集を行い、適切なサービスを選択する

施設・団体の取組

例えば・・・

- 支援を必要とする人のニーズの把握に努め、その人の立場に立った適切なサービスの提供を行う
- 研修会等の参加により、ケアマネジメントの向上に努める

社会福祉協議会の取組

○各種専門研修に参加するなど、定期的な研修による専門性の向上に努めます。

具体的には・・・

- 職場内研修の実施
- 研修等による専門職及び職員の資質向上
- 福祉サービスにおける苦情解決に関する第三者委員の設置

行政の取組

○利用者が良質で適切なサービスを受けられるよう、各種福祉サービス事業者の状況を定期的に確認します。

○ケアマネジャーに対する指導・助言等を行います。

具体的には・・・

- 苦情受付体制の整備（関係各課）
- 福祉サービス事業者に対する研修・指導の実施（関係各課）

3-2-2

## 施策2 地域福祉の情報発信の充実

### 《取組の方向性》

多様な手段により、福祉に関する制度やサービスの情報を発信し、円滑な利用を促すとともに、地域福祉に関する情報提供により地域福祉への意識の醸成と参加を促進します。

### 市民の取組

例えば・・・

- 各種サービスの情報収集を行い、適切な支援を選択する

### 施設・団体の取組

例えば・・・

- 多くの人に情報が届くよう、多様な媒体を活用し情報を発信する

### 社会福祉協議会の取組

- 必要とする人に必要な情報が届けられる仕組みづくりを推進します。
- ホームページへ地域のイベント等を定期的に掲載する等して、情報発信の充実に努めます。
- わかりやすい情報発信を工夫します。

具体的には・・・

- 社協ホームページによる情報発信
- 情報発信媒体の多様化の推進

### 行政の取組

- 行政における福祉サービスの情報、地域組織や市民団体による地域福祉に関する活動の様子や行事、イベントの予定など、様々な情報の共有を図ります。
- 市広報紙、市ホームページ等の既存の広報媒体に加え、SNSを活用した情報提供を行うことにより、市民にとって情報が入手しやすい環境を整備します。
- 窓口では音声翻訳機を活用し、配布物などではやさしい日本語や多言語による情報提供に努めます。

具体的には・・・

- 市ホームページによる情報発信の充実（福祉課）
- SNSを活用した情報提供（情報政策課）
- 多言語によるチラシ等の作成（関係各課）
- 音声翻訳機を活用した多言語に対応した情報提供（関係各課）

## 基本施策3 多様な主体によるサービスの提供

### 《現状・課題》

高齢化の進行により、支援を必要とする人が増加するなか、福祉分野全体で人材不足が大きな社会問題となっています。そのため、日常生活におけるちょっとした困りごとについては、地域の支え合いやボランティアにより解決していくことが、今後ますます重要となっていきます。地域における多様な福祉課題を解決するためには、地域における支え合いの活動の展開とその実施主体の連携を強化する必要があります。

### 《アンケート調査結果等からみる状況》

◇日常生活が不自由になったときに、地域の人に援助してほしいことは、上位には「見守りや安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」となっています。また、「買い物の手伝い」、「通院などの外出の手伝い」と続き、日常生活を送るうえで欠かせない支援が上位に挙げられています。

#### ◆日常生活が不自由になったときに、地域の人に援助してほしいこと（上位5位）

「見守りや安否確認の声かけ」	48.2%
「災害時の手助け」	39.6%
「買い物の手伝い」	32.1%
「通院などの外出の手伝い」	29.4%
「話し相手」	19.9%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

◇地域での福祉活動の認知度は、「フードバンク」が約7割、「子ども食堂」が約8割の方が聞いたことがあると回答している状況です。地域で展開されている福祉活動の拡大や、新たな福祉活動の立ち上げなど、地域の課題解決に向けた取組を展開していく必要があります。

#### ◆フードバンクの認知度

「聞いたことがあり、内容も知っている」	36.5%
「聞いたことがあるが、内容は知らない」	33.1%
「知らない」	24.1%

#### ◆子ども食堂の認知度

「聞いたことがあり、内容も知っている」	54.1%
「聞いたことがあるが、内容は知らない」	28.5%
「知らない」	12.2%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

3-3-1

**施策1 福祉ニーズと支援をつなぐ取組の推進**

《取組の方向性》

支援を必要とする人に対して、意欲のある人が支援できるよう、関係機関や地域の活動者との連携により、困りごとを抱えている人を把握するとともに、マッチングを支援します。

**市民** の取組 ++++++

例えば・・・

- 福祉サービスの情報を収集する
- 地域における生活課題や困りごとを地域のなかで伝える

**施設・団体** の取組 ++++++

例えば・・・

- 地域で活躍している人や利用できる施設の情報を共有する
- 地域における生活課題や困りごとを受け止めて、必要な人や団体・機関につなぐ

**社会福祉協議会** の取組 ++++++

- 事例検討や地域課題の話し合い等を通して、地域における課題やニーズ、支援の担い手の状況などの情報交換を行います。
- ボランティア募集やボランティアコーディネートを行います。

具体的には・・・

- 第2層協議体等での、地域課題に関する話し合いの場の提供
- 細かな地域のニーズ把握の実施
- ボランティアコーディネートの実施

**行政** の取組 ++++++

- 地域住民、地域組織、民生委員児童委員、市民活動団体などから幅広く福祉ニーズの情報が得られるよう、情報収集や共有する体制づくりを推進します。

具体的には・・・

- 生活支援体制整備事業の実施（高齢者幸福課）

## 施策2 支援の担い手の発掘と育成

### 《取組の方向性》

地域の課題の多様化・複雑化に対応できるよう、多様な主体によるサービスの提供について、地区社協やボランティア、福祉サービス事業者等と連携して推進します。

### 市民の取組

#### 例えば・・・

- 隣近所で困りごとを抱えている家庭を気にかける
- 自分のできることを発信し、行動する

### 施設・団体の取組

#### 例えば・・・

- 市や社協と連携し、担い手の発掘と育成に関して話し合いをする
- イベントや勉強会、研修会の開催を通じて、担い手を育成する

### 社会福祉協議会の取組

- 地区社協やボランティア団体と連携しながら地域住民やボランティアによるサロン、生活支援などのサービスを開発するとともに、地域活動の担い手を支援します。
- 地域住民の主体性に基づく支援活動の担い手を養成します。

#### 具体的には・・・

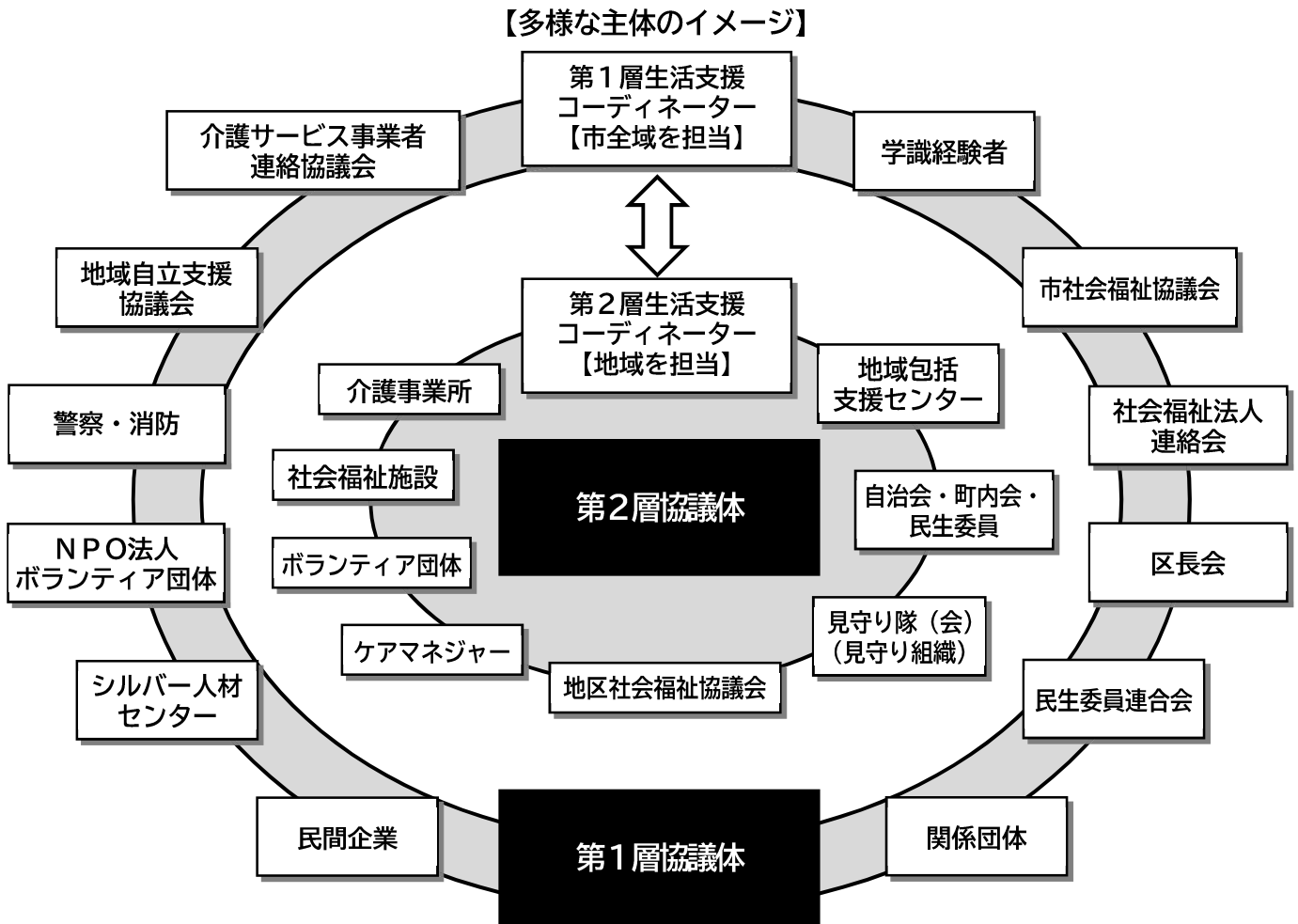
- 地域内での事例検討の実施
- 第2層協議体での話し合い
- ボランティアの募集や養成講座の開催

### 行政の取組

- 生活支援体制の充実について協議体で検討します。
- 多様化・複雑化する市民の福祉ニーズに柔軟に対応することができるよう、地域に必要とされる福祉サービスの提供を支援します。

#### 具体的には・・・

- 生活支援体制整備事業の実施（高齢者幸福課）
- 生活支援コーディネーターの活用（高齢者幸福課）





## 基本目標3の達成に向けた成果指標

+++++

### 地域福祉に関するアンケート調査結果の指標

民生委員児童委員を知っている市民の割合	令和4年度実績 38.6%	➔	令和9年度目標 <b>45.0%</b>
福祉サービスに関する情報を入手できている市民の割合	令和4年度実績 30.4%	➔	令和9年度目標 <b>35.0%</b>

### 社会福祉協議会の指標

事業名	内容		
地域内における事例検討	○実際に地域で起きている地域課題の検討を通して、どのような機関があるのか、どうつなげばいいのか、誰に声をかければいいのかの問題提起を行います。		
	指標	実績	目標
	事例検討の開催数	2回	<b>12回</b>

### 行政の指標

事業名	内容		
地域福祉活動推進体制の整備	○社会福祉協議会と連携し、情報発信の強化を図るとともに、地域での身近な相談支援事業を推進します。		
	指標	実績	目標
	民生委員・児童委員、主任児童委員相談件数	889件 (R4)	<b>1,200件</b>

※相談件数を増やすことが目標ではありませんが、必要としている人にサービスを提供できる体制を目指すための指標として設定しました。